

条例による事務処理特例制度による移譲事務・権限

平成25年9月19日 新潟県聖籠町作成

No	事務・権限の名称	根拠法令	事務・権限の内容	町所管課	移譲によるメリット	移譲によるデメリット
77	簡易専用水道に関する事務	水道法	立入検査等の監督、清掃等の改善指示、給水停止命令	上下水道課	責任分界点である受水槽への入り口より二次側についての水質等について異常を確認した時点で早急に指導が出来るようになった。受水槽以降の利用者にとってもメリットがある。	他の水道事業者からの水道水供給箇所について、給水装置の申請時に配管のやり直し等の指示は水道事業者でも行っており、町が配管について改善等の指示をすることは越権行為ではないかとも思う。 (例えば、新潟市等は市の保健所が業務を行っている)
78	貯水槽給水施設(簡易専用水道を含む)に関する事務	新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱	設置の届出の受理、設置者への指示など	上下水道課	責任分界点(受水槽)以降の施設(給水装置)についても、手直し等の指示が出せるようになり受水槽利用者に対して安全な水を供給することが可能となった。	町には、別の水道事業者の給水箇所があり、その水道事業者に対しての指導に支障が出る可能性がある。(町と他の水道事業者との基準が異なった場合)
104	工場立地法に関する事務	工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	特定工場の新設(変更)の届出の受理、氏名等変更、承継の届出の受理、既存工場の最初の変更届出の受理	東港振興室	■企業のメリット ⇒身近な市町村で手続きが済むことで、届出の時間と手間を大幅に短縮できる。 ■市町村のメリット ⇒届出を通じて企業情報を入手することができ、これまで以上に企業との密接なコミュニケーションが図られる。	デメリットでは無いが、「緑地面積率等に係る地域準則の制定」に係る事務権限までは移譲されないことがネックではある。 (地方分権第2次一括法によりH24.4月から都道府県その他、市までは移譲されているが、町村には移譲されていない)
108	農業振興地域制度に関する事務	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可	産業観光課	道路、農業用排水施設等農業振興上必要と認められる施設であり、農林水産省令で定めるもの用に供するために行う行為に必要な農用地区域内における開発行為について、申請から許可までの時間が県知事許可より短縮された。	
166	屋外広告物に関する事務(簡易除却)	新潟県屋外広告物条例	簡易違反広告物の除却	ふるさと整備課	町の自治権の強化及び迅速な対応が可能となった。	
167	都市緑地法に関すること	都市緑地法	緑地保全計画の策定、公表、標識の設置、立入検査及び調査等	ふるさと整備課	町の自治権の強化につながった。	
169	市街地の再開発に関する事務	都市再開発法	市街地再開発事業の促進区域内における建築の許可等、第一種市街地再開発事業施行区域内における建築行為等の許可等	ふるさと整備課	処理期間の短縮に伴いサービスが向上した。	
229	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関する事務	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	ふるさと整備課	対象被災者への速やかな対応が可能となった。	